

福島市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、福島市企業版ふるさと納税マッチング支援業務において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1)業務名

福島市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2)業務の内容

別紙、福島市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する場合がある。

(3)委託料について

委託料は成果報酬型とし、本業務委託により採納した寄附額に委託料率を乗じて、消費税及び地方消費税を加算し算出する。なお委託料率は20%を上限とする。

(4)履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 公募スケジュール

(1)公募開始 令和7年4月28日(月)

(2)質問の受付期間 令和7年4月28日(月)から5月9日(金)17時(必着)

(3)質問に対する回答 令和7年5月14日(水)

(4)参加表明書の提出期限 令和7年5月16日(金)17時(必着)

(5)企画提案書等の提出期限 令和7年5月23日(金)17時(必着)

(6)プロポーザル審査会 令和7年5月28日(水) 13時30分予定

(7)審査結果通知 令和7年6月2日(月)予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

(3)破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者。

(4)募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(5)次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる関係を有すること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、福島市ホームページからダウンロードし入手することとし、窓口又は郵送等での配付は行わないこととする。

6 質問の受付

(1)受付期間

令和7年4月28日(月)から5月9日(金)17時(必着)

(2)提出方法

「質問書(様式1)」により、事務局(下記12)まで電子メールにより提出すること。また、確認もれを防ぐため、発信した旨を電話で事務局あて必ず連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに5月14日(水)までに掲載する。(質問者宛て個別の回答は行わない。)

7 参加表明書の提出

(1)提出期限 令和7年5月16日(金)17時(必着)

(2)提出方法

「参加表明書(様式2)」により、事務局まで電子メールにより提出すること。また、確認もれを防ぐため、発信した旨を電話で事務局あて必ず連絡すること。

(3)提出書類

参加表明書(様式2)

(4)その他

ア 参加者は、参加表明書(様式2)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書の提出後、辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1)提出期限 令和7年5月23日(金)17時(必着)

(2)提出方法 電子メール

Zip形式又はファイル転送サービスにより送付し、パスワードを付けること。

確認もれを防ぐため、発信した旨を電話で事務局あて必ず連絡すること。

(3)企画提案書等

ア 提出書類送付書(様式3)

イ 業務内容に関する企画提案書(任意様式)

ウ 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績(参考様式1又は任意様式)

エ 担当者経歴書(参考様式2又は任意様式)

オ 見積書(任意様式)

カ 納税証明書(市内本社:市納税証明書、市外本社:法人税・消費税納税証明書)※写し可

キ 暴力団排除に関する誓約書

(4)企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的及び概要、業務内容を踏まえた実施体制など提案を記載するとともに、本事業の実施体制及びスケジュールを記載すること。

(5)提案書作成に係る留意事項

ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1)失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合がある。

ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

- オ 見積書に記載の委託料率の割合が、上記2(3)に記載した上限を超過している場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク 下記10(1)の「審査会」当日に参加しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、開始時刻に参加できなかった場合を除く。
- ケ その他本実施要領又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2)辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は辞退届(任意様式)を提出すること。

(3)費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(4)その他

- ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された提案書等は、返却しない。
- ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。
- エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

10 審査方法

(1)審査会(プレゼンテーション)

- ア 開催日時 令和7年5月28日(水)13時30分(予定)
※詳細については、企画提案書等の提出後に事務局より直接通知する。
- イ 場所 オンライン
オンライン実施による詳細については、参加表明者あて個別に通知する。
- ウ プロポーザルの所要時間 20分間の説明と10分間以内の質疑を実施する。

エ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
法令遵守	制度理解	企業版ふるさと納税に係る制度及び目的を十分に理解しているか。	10点
業務遂行能力	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するため、十分な人材が配置され、また実施体制を構築できるか。	10点
		寄附確度向上のため福島市・寄附見込企業へのフォロー体制は充実しているか。	10点
		情報セキュリティ及びプライバシー保護を適切に実施する対策は取られているか。	10点
業務提案内容	企画・実施・運営	寄附獲得に向け、活用できる独自のノウハウやツールが提案されているか。	20点
		制度を活用した寄附が可能な企業とのネットワークを複数持っており、多様な企業へアプローチが可能か。	20点
		他自体での受注実績や成果としたマッチング件数や金額は多いか。	20点
合 計			100点

オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価し、それらの合計得点による評価を行う。

なお、企画提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

評価	10点満点
優れている	10
やや優れている	8
普通	6
やや劣る	4
劣る	2

評価	20点満点
優れている	20
やや優れている	16
普通	12
やや劣る	8
劣る	4

カ 業務委託予定者の選定

各審査委員は、評価点の合計得点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者とその次に高かった者を業務委託予定者とする。なお、平均順位の最も高かった者が複数事業者いた場合は、その中で各審査委員の合計評価点が最も高かった者とその次に高かった者を業務委託予定者とする。また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

キ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、提案書提出期日後に事務局より直接通知する。
- ② プロポーザル参加者がオンラインで提案できる人数は2名までとする。
- ③ プレゼンテーション時に使用可能な資料は、提出した企画提案書及び提出を求められた追加資料のみとし、提案書の内容及びこれを補完する説明をすること。
- ④ プレゼンテーションは、原則、本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこと。
- ⑤ プレゼンテーション時の画面の撮影、録画及び音声の録音は行わないこと

(2)通知等

ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず参加者全員に通知する。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、電子メールにて選定されなかった理由について説明を求めることができる。

また、その回答は、電子メールが到達した日から起算して10日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は、請求者及び最優秀者とその次に高かった者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

11 契約の締結等

(1)仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島市が協議し、業務委託予定者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

(2)契約におけるマッチングが成立した際に支払う寄附額に対する委託料率の決定

契約における委託料率は、上記(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。なお、上記2(3)に記載した委託料率を超過しないものとする。

(3)その他

業務委託予定者と福島市との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者から改めて徴収した見積書が上記2(3)に記載した委託料率の上限を超過している場合、及び業務委託予定者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。

12 事務局

福島市政策調整部政策調整課(担当:森合、油井)

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-525-3788

E-mail:seichou@mail.city.fukushima.fukushima.jp